



# 長野県報

3月2日(木)  
令和5年  
(2023年)  
第385号

## 目次

### 規則

- 長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)..... 1  
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課)..... 2

### 告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録(介護支援課)..... 3  
公共測量の実施(建設政策課)..... 3  
公共測量の終了(建設政策課)..... 3

### 公告

- 土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)..... 4  
土地改良事業計画変更認可申請の審査結果の縦覧(農地整備課)..... 4  
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課)..... 4

## 規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月2日

長野県公安委員会委員長 山田 千代子

### 長野県公安委員会規則第1号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(以下「係等」という。)」を削り、「別表第1のとおりとする」を「警察本部長(以下「本部長」という。)が定める」に改め、同条第2項を削る。

第16条の2第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

3 組織犯罪対策課に、特殊詐欺の捜査に関する事務をつかさどらせるため、特殊詐欺捜査室を付置する。

第31条第3項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第4項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第32条第1項中「別表第4の第1欄」を「別表第3の第1欄」に、「第31条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「別表第5の第1欄」を「別表第4の第1欄」に改める。

附則第3条第2項を次のように改める。

2 サミット対策課に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称は、本部長が定める。

別表第1を削る。

別表第2の7の上田市丸子交番の項中「下丸子」を「下丸子 長瀬 塩川 藤原田 本海野」に改め、同7の上田市丸子北部警察官駐在所の項を削り、同表の15の飯島町飯島警察官駐在所の項及び飯島町七久保警察官駐在所の項を次のように改める。

飯島町警察官駐在所	飯島町飯島	飯島町
-----------	-------	-----

別表第2の備考中「別表第5の第2欄」を「別表第4の第2欄」に改め、同表を別表第1とし、別表第3を別表第2とし、別表第4の組織犯罪対策課の項中

薬物銃器対策官	警視	薬物対策及び銃器対策に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督	を
特殊詐欺実態説明指導官	警視	特殊詐欺に関与する犯罪組織の実態説明に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督	

薬物銃器対策官	警視	薬物対策及び銃器対策に関する企画、調査及び指導並びに部下職員の指揮監督	に
---------	----	-------------------------------------	---

改め、同表の暴力団排除推進室の項の次に次のように加える。

特殊詐欺捜査室	室長	警視	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
---------	----	----	------------------

別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

附 則

この規則は、令和5年3月10日から施行する。

警 務 課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月2日

長野県公安委員会委員長 山 田 千代子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

75	122	445	274	122	1,038	287	1,325
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

78	123	451	277	120	1,049	287	1,336
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

44	129	548	763	812	2,296	158	2,454
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

41	128	542	760	814	2,285	158	2,443
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

警 務 課